

(改訂前)	(改訂後)
<p>法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>. 経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況</p> <p>(略)</p> <p>. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 管理者の役割・責任</p> <p>内部規程等の策定</p> <p>(略)</p> <p>態勢の整備</p> <p>~</p> <p>(略)</p> <p>【法令等違反行為処理態勢】</p> <p>管理者は、法令等違反行為の疑いの通報があった場合等、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査させ、その事実が法令上の届出の対象となる不祥事件に該当するか検証し、必要な場合には速やかに届出を行う態勢(他の適切な部署に調査、検証、届出を行わせることを含む。)を整備しているか。</p> <p>また、<u>証券取引法</u>上の適時開示を適切に行う態勢となっているか。⁶</p> <p>⁶<u>証券取引法</u>上の適時開示を求められる金融機関に限る。</p> <p>~</p> <p>(略)</p> <p>評価・改善活動</p>	<p>法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>. 経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況</p> <p>(略)</p> <p>. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 管理者の役割・責任</p> <p>内部規程等の策定</p> <p>(略)</p> <p>態勢の整備</p> <p>~</p> <p>(略)</p> <p>【法令等違反行為処理態勢】</p> <p>管理者は、法令等違反行為の疑いの通報があった場合等、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査させ、その事実が法令上の届出の対象となる不祥事件に該当するか検証し、必要な場合には速やかに届出を行う態勢(他の適切な部署に調査、検証、届出を行わせることを含む。)を整備しているか。</p> <p>また、<u>金融商品取引法</u>上の適時開示を適切に行う態勢となっているか。⁶</p> <p>⁶<u>金融商品取引法</u>上の適時開示を求められる金融機関に限る。</p> <p>~</p> <p>(略)</p> <p>評価・改善活動</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(略)</p> <p>2. コンプライアンス統括部門の役割・責任</p> <p>(略)</p> <p>. 個別の問題点</p> <p>(略)</p> <p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>. 経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(略)</p> <p>. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>内部規程等の策定</p> <p>(略)</p> <p>顧客説明に係る管理の実施</p> <p>~</p> <p>(略)</p> <p>【広告等に関する管理】</p> <p>顧客説明管理責任者は、広告及び勧誘に用いる資料等における表示(以下「広告等」という。)に関する内部規程等に従い、取引又は商品に関する広告等について事前にリーガル・チェック等を受け、銀行法、<u>証券取引法</u>、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその告示、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令及び自主規制機関の規則等</p>	<p>(略)</p> <p>2. コンプライアンス統括部門の役割・責任</p> <p>(略)</p> <p>. 個別の問題点</p> <p>(略)</p> <p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>. 経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(略)</p> <p>. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>内部規程等の策定</p> <p>(略)</p> <p>顧客説明に係る管理の実施</p> <p>~</p> <p>(略)</p> <p>【広告等に関する管理】</p> <p>顧客説明管理責任者は、広告及び勧誘に用いる資料等における表示(以下「広告等」という。)に関する内部規程等に従い、取引又は商品に関する広告等について事前にリーガル・チェック等を受け、銀行法、<u>金融商品取引法</u>、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその告示、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令及び自主規制機関の規</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>に反しないものとなっているか、また顧客に対する説明として十分かつ適切なものとなっているか確認し、又は広告審査担当者等に確認させる態勢を整備しているか。</p> <p>～</p> <p>(略)</p> <p>評価・改善活動</p> <p>(略)</p> <p>2. 顧客サポート等管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>3. 顧客情報管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>4. 外部委託管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>・個別の問題点</p> <p>1. 顧客保護等全般</p> <p>(略)</p> <p>2. 顧客説明態勢</p> <p>顧客説明態勢全般についての着眼点</p> <p>(略)</p> <p>個別の取引又は商品に関する着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>則等に反しないものとなっているか、また顧客に対する説明として十分かつ適切なものとなっているか確認し、又は広告審査担当者等に確認させる態勢を整備しているか。</p> <p>～</p> <p>(略)</p> <p>評価・改善活動</p> <p>(略)</p> <p>2. 顧客サポート等管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>3. 顧客情報管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>4. 外部委託管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>・個別の問題点</p> <p>1. 顧客保護等全般</p> <p>(略)</p> <p>2. 顧客説明態勢</p> <p>顧客説明態勢全般についての着眼点</p> <p>(略)</p> <p>個別の取引又は商品に関する着眼点</p> <p>(略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>【リスク商品に関する顧客説明】</p> <p>いわゆるリスク商品の販売に際し、顧客説明マニュアルに従い、適切かつ十分な顧客説明が行われる態勢が整備されているか。例えば、元本割れ等のリスクの明示、顧客の属性に応じた説明等が適切かつ十分に行われるものとなっているか。また、リスク商品の販売に際し、銀行法、証券取引法、保険業法、独占禁止法等の法令等に則った顧客説明が確保される態勢となっているか。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>利益相反関係の回避等に関する着眼点</p> <p>顧客との取引において、利益相反関係やその他の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置</p>	<p>【リスク商品に関する顧客説明】</p> <p>いわゆるリスク商品の販売に際し、顧客説明マニュアルに従い、適切かつ十分な顧客説明が行われる態勢が整備されているか。例えば、元本割れ等のリスクの明示、顧客の属性に応じた説明等が適切かつ十分に行われるものとなっているか。また、リスク商品の販売に際し、銀行法、<u>金融商品取引法</u>、保険業法、独占禁止法等の法令等に則った顧客説明が確保される態勢となっているか。</p> <p>(略)</p> <p>【保険募集に関する顧客説明】</p> <p><u>保険募集に際し、顧客説明マニュアルに従い、適切かつ十分な顧客説明が行われる態勢を整備し、自ら責任ある販売態勢等を構築しているか。例えば、委託元である保険会社と連携して、保険商品及び契約に関する正確な説明や保険業法等の法令等(保険募集指針を含む)に則った説明等が確保されるために必要な内容を顧客説明マニュアルに規定するとともに、その内容について、定期的に研修を実施する等、職員に対し周知徹底を図っているか。また、契約概要及び注意喚起情報について書面を交付して説明するとともに、顧客のニーズや知識・経験及び財産の状況を踏まえた説明が確保される態勢となっているか。</u></p> <p>利益相反関係の回避等に関する着眼点</p> <p>顧客との取引において、利益相反関係やその他の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置を</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>を講じる態勢となっているか。</p> <p>例えば、いわゆるプライベート・バンキング等において、当該金融機関自身が、又は当該金融機関及びそのグループ関連会社が同一の顧客に対し複合的なサービスを提供する場合には、顧客情報の利用、利益相反の回避のための業務隔壁の構築(グループ関連会社との間の情報隔壁の構築を含む)、抱き合わせ販売等の不公正取引の防止措置等が適切に機能しているか。</p> <p>3. 顧客サポート等管理態勢 (略) <u>(新設)</u></p> <p>4. 顧客情報管理態勢</p>	<p>講じる態勢となっているか。</p> <p>例えば、いわゆるプライベート・バンキング等において、当該金融機関自身が、又は当該金融機関及びそのグループ関連会社が同一の顧客に対し複合的なサービスを提供する場合には、顧客情報の利用、利益相反の回避のための業務隔壁の構築(グループ関連会社との間の情報隔壁の構築を含む)、抱き合わせ販売等の不公正取引の防止措置等が適切に機能しているか。<u>また、保険募集において、優越的地位の濫用等の不公正取引、顧客の同意を得ない非公開金融情報や非公開保険情報の利用等の弊害防止措置等が適切に機能しているか。</u></p> <p>3. 顧客サポート等管理態勢 (略) <u>【保険募集に関する顧客サポート等】</u></p> <p><u>()顧客からの保険契約に関する相談・苦情等への対応は、保険会社と連携を密にしなが、可能な限り、顧客の理解と納得を得て解決することを目指すものとなっているか。</u></p> <p><u>()保険契約締結後に行うことが必要となる業務のうち、保険会社との間の委託契約等において金融機関が分担することとされた業務を適切に行うための態勢が整備されているか。また、保険会社のみが分担することとされた業務についても、顧客から問い合わせ等を受けた場合には、内容に応じた保険会社の窓口を紹介する等、顧客を「門前払い」、「たらい回し」することのないよう配慮を行っているか。</u></p> <p>4. 顧客情報管理態勢</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>【顧客情報管理のための組織の整備等】</p> <p>個人顧客の顧客情報に関しては、その安全管理、従業者及び委託先(当該情報の取り扱いを委託する場合)の監督として、当該情報の漏えい、滅失又はき損等の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく措置</p> <p>ロ. 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの実務指針、及び別添 2 の規定に基づく措置</p> <p>【情報共有についての着眼点】</p> <p>(略)</p> <p>5. 外部委託管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>6. 銀行代理業への委託管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>7. その他</p> <p>(略)</p> <p>オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙1)</p> <p>経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(略)</p>	<p>【顧客情報管理のための組織の整備等】</p> <p>個人顧客の顧客情報に関しては、その安全管理、従業者及び委託先(当該情報の取り扱いを委託する場合)の監督として、当該情報の漏えい、滅失又はき損等の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく措置</p> <p>ロ. 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針、及び別添 2 の規定に基づく措置</p> <p>【情報共有についての着眼点】</p> <p>(略)</p> <p>5. 外部委託管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>6. 銀行代理業への委託管理態勢</p> <p>(略)</p> <p>7. その他</p> <p>(略)</p> <p>オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙1)</p> <p>経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(略)</p>

(改訂前)		(改訂後)	
. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況		. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況	
(略)		(略)	
. 個別の問題点		. 個別の問題点	
1. 各業務部門及び営業店等における事務処理態勢		1. 各業務部門及び営業店等における事務処理態勢	
(略)		(略)	
2. 市場取引の事務管理態勢		2. 市場取引の事務管理態勢	
(略)		(略)	
3. 実地調査用チェックリスト		3. 実地調査用チェックリスト	
項目	チェック内容	項目	チェック内容
1. 内部業務	(略)	1. 内部業務	(略)
2. 渉外業務	(略)	2. 渉外業務	(略)
3. 預金関係業務	(略)	3. 預金関係業務	(略)
4. 貸出金関係業務	(略)	4. 貸出金関係業務	(略)

(改訂前)		(改訂後)	
5 . 証券関係業務	<p>証券関係業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p> 公社債の窓口販売業務</p> <p> 売買に関する虚偽の表示、自己の保有する特定の有価証券の大量推奨販売、信用供与を利用した行為等の禁止行為等に留意した業務運営の確保</p> <p> 証券取引法等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った内部規程・業務細則等の整備</p> <p> 職員に対する周知徹底</p> <p> 投資信託販売業務</p> <p> 内部管理統括責任者、営業責任者、内部管理責任者等の責任者の設置</p> <p> 「自己責任原則」、「適合性の原則」に基づき、断定的判断の提供による勧誘、取引一任勘定、損失補填、利益追加等の禁止行為等に留意した業務運営の確保</p> <p> 証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った内部規程・業務細則等の整備</p> <p> 元本割れするリスクを負っていることの顧客に対する適切かつ十分な説明</p> <p> 間貸し方式を採用している金融機関について</p>	5 . 証券関係業務	<p>証券関係業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p> 公社債の窓口販売業務</p> <p> 売買に関する虚偽の表示、自己の保有する特定の有価証券の大量推奨販売、信用供与を利用した行為等の禁止行為等に留意した業務運営の確保</p> <p> 金融商品取引法等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った内部規程・業務細則等の整備</p> <p> 職員に対する周知徹底</p> <p> 投資信託販売業務</p> <p> 内部管理統括責任者、営業責任者、内部管理責任者等の責任者の設置</p> <p> 「自己責任原則」、「適合性の原則」に基づき、断定的判断の提供による勧誘、取引一任勘定、損失補填、利益追加等の禁止行為等に留意した業務運営の確保</p> <p> 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った内部規程・業務細則等の整備</p> <p> 元本割れするリスクを負っていることの顧客に対する適切かつ十分な説明</p> <p> 間貸し方式を採用している金融機関について</p>

(改訂前)		(改訂後)	
6 . 保険関係業務	は、投資信託の直接募集・解約等のための他と区別された専用のスペースの設置 職員に対する周知徹底 (略)	6 . 保険関係業務	は、投資信託の直接募集・解約等のための他と区別された専用のスペースの設置 職員に対する周知徹底 (略)
7 . その他業務	(略)	7 . その他業務	(略)